

# 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人秋田県宅地建物取引業協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、会員の指導及び連絡に関する業務その他の業務として、公正且つ自由な宅地建物取引にかかる経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業、宅地建物取引業の健全な運営の確保に資することを目的とする事業、地域社会の健全な発展を目的とする事業及び一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業を行い、宅地建物取引業の適正な運営を確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 宅地建物取引に関わる宅地建物取引業法やその他法令に関する研修会の実施及び指導並びに情報提供による法令遵守及び普及啓発事業
  - (2) 宅地建物取引主任者資格試験実施に関する事業
  - (3) 宅地建物取引主任者法定講習会の実施に関する事業
  - (4) 宅地建物取引に関する相談所の設置及び運営に関する事業
  - (5) 宅地建物の流通市場の形成に関わる指定流通機構への協力及び不動産流通情報システムの構築と会員情報提供に関する事業
  - (6) 会員業務の支援等に関する事業
  - (7) 地域社会の健全な発展に貢献する事業
  - (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業
2. 本会の事業は秋田県において実施する。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 宅地建物取引業法により免許を受け、秋田県内に主たる事務所を有する宅地建物取引業者で、本会の目的に賛同して入会した個人又は法人
- (2) 準会員 宅地建物取引業法により免許を受け、秋田県内に従たる事務所を有する宅地建物取引業者であつて、本会の目的に賛同して入会した者
- (3) 特別会員 不動産に関する学識経験を有する者、又は本会の発展に著しい功労のあつた者で、総会の議決により推薦された者
- (4) 賛助会員 前3号に規定する以外の者で、宅地建物の取引に関心を持ち、本会の事業を賛助するために入会した者

2. 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

#### （会員の資格の取得）

第6条 本会の会員となろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

#### （経費の負担）

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

#### （任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### （除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は設立の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### （会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 総会

#### （構成）

第11条 総会は正会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

#### （権限）

第12条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにそれら附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 18 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第5章 役員

### (役員の設置)

第19条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20 名以上 30 名以内
- (2) 監事 3 名以内

2. 理事のうち 1 名を会長、3 名以内を副会長、1 名を専務理事、8 名以内を常務理事とする。

3. 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

### (役員の選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2. 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### (理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

3. 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4. 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### (役員の解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

### (報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

#### (損害賠償責任の軽減)

第 26 条 本会は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、その任務を怠ったことによる理事又は監事の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法人法第 113 条第 1 項第 2 号に掲げる額（以下「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第 6 章 理事会

#### (構成)

第 27 条 本会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

第 28 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

#### (招集)

第 29 条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

#### (決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第 7 章 資産及び会計

#### (事業年度)

第 32 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

第 33 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

第 34 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類については、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3. 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### (公益目的取得財産残額の算定)

第 35 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

### 第 8 章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

第 36 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

#### (解散)

第 37 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

#### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 38 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### (残余財産の帰属)

第 39 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第40条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第10章 雑則

### (定款の施行の委任)

第41条 この定款の施行について必要な規則及び諸規程は、理事会又は総会の決議により別に定める。

## 附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. 本会の最初の会長は金子健三とする。

3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。